

閱覽用

平成30年5月17日

議 事 録

下 郷 町 農 業 委 員 会

下郷町農業委員会 5月定例総会議事録

- 1 開催日時 平成30年5月17日(木) 午後1時30分から2時10分
- 2 開催場所 下郷町役場庁舎 3階「302会議室」
- 3 出席委員(8人) 推進委員(2人)

会 長

11番 渡部 功

委 員

1番 渡部 友之	2番 佐藤 行正
3番 佐藤 輝男	5番 星 希
6番 星 兵吉	7番 星 隆雄
9番 佐藤 昭一	

推 進 委 員 星 幸一 星 忠邦

- 4 欠席委員 4番 星 竹美 8番 星 正喜
10番 小山 常喜

5 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

1番 渡部 友之
2番 佐藤 行正

日程第2 議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について

6 農業委員会事務局職員

- ・ 議案説明のため出席した職員 事務局長 渡部 浩市
- ・ 会議の書記 事務局 小椋 沙織

7 会議の概要

議 長 これより会議を開きます。本日の出席委員は、8名であります。事務局報告のとおり定足数に達しておりますので、平成30年5月定例総会を開会いたします。本総会には、1議案、2件を提案い

ります。

続きまして、再度2ページをお開きください。番号2について説明いたします。携帯電話の無線中継基地局の建設に伴う通路兼作業用敷地として、一時転用で使用貸借権設定をするものであります。

申請人で、譲受人は、
さん、譲渡人は、さんです。

では、7ページの位置図をご覧ください。向かって上が姫川方面で、下が戸赤方面です。申請地は、県道戸赤・栄富線の三ツ井の志源行地区の集落のこちらから行くと、集落の終わりの右側になります。

2ページをご覧ください。

申請地は、志源行286番1、地目は、畑で、487㎡のうち、123.52㎡を一時転用するものであります。申請地は、農振農用地の区域外にあり、創設農地ではありません。

申請事由として、この地区は、既存の携帯電話基地局との間で、携帯の電波が低下する地区のため、中継基地局の建設に伴い、通路兼作業用地として一時転用するものです。

工事計画は、許可後すぐに施行し、期間3か月間で完了させる計画となっています。申請月日は、4月27日で同日農業委員会受付となっています。

8ページは、現況図。9ページは、土地利用計画図です。

以上で説明を終わります。

議 長 続きまして担当委員より調査結果の説明を求めます。

番号1については落合担当推進委員の星 忠邦委員に、番号2番については、三ツ井地区担当委員の星 幸一委員にそれぞれお願いします。

星忠邦委員 調査結果の報告をいたします。

5月8日、被設定人となるさんと、農業委員の星正喜さんと事務局の立会のもと、現地を調査したところ事務局の説明のとおり相違ございませんでした。

申請地は、表土が薄く、下層が砂利盤であり、耕地には適さない状況なので、砂利採取をし、客土して、耕作に適した農地とするため、一時転用するものです。よろしくご審議をお願いいたします。

星幸一委員 調査結果の報告をいたします。

5月14日、現地において、設定人のさんと被設定人の代理人

さん、農業委員の星隆雄さんと事務局の4名で、調査しましたところ、事務局の説明のとおり相違ございませんでした。

申請地は、県道戸赤・栄富線の三ツ井の志源行地区の集落の端に位置しております。

より携帯電話の基地局建設を請け負っており、建設に伴う通路兼作業用地、仮設トイレとして一時転用するものです。

携帯電話の中継基地局を建設するにあたり、申請地は、付近の土地、作物への被害に影響はしないものと判断しました。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 これでは調査結果の説明を終わります。農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を求めます。

局長 では、県知事に送付する意見書の流れに沿って説明したいと思います。番号1について説明いたします。

まず、先ほどの説明のとおり、農振農用地の区域内にある農地であります。農地の区分と転用目的については、農地法施行規則第35条第2号の「土砂その他の資源の採取」に該当しますので、適当であると考えます。町より5月7日付けで農振農用地の開発の同意を得ております。

続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については、全額、自己資金で完成させるとのことで、適当であると考えます。

続いて、行政庁の免許、許可、認可等の手続きは、すでに済んでおり、現段階では、許可見込みとのことで、確実と考えます。

申請に係る事業の目的に供する農地以外の土地を利用する見込みについては、今回施行する土地は全て農地であります。

計画面積の妥当性については、1回目の平成28年9月20日付けで、許可を受けている分については、7月には、完了する見込みのことで、2回目の平成29年5月19日付けにつきましても砂利採取が終了しており、申請地につきましても期間内に完了できる面積であります。

一時転用することによって生じる付近の土地、作物等の被害の防除施設の概要について、ご説明をいたします。

土砂の流出等の災害を防止するための措置として、当該地は周囲が平地であり、流出の影響はないものと考えます。

また、切土高5.0Mごとに1.0Mのステップを設けて、法勾配は1割の安定法勾配とし、湧水や土質の現場状況の変化に注意し、必要に応じ安全確保のため、緩勾配で施工すること、また、境界から2M以上離しているため、他に被害を与える恐れはないと考えます。

農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないための措置として、保安距離を2Mと十分な距離を設ける計画ですので、問題はないと考えます。

周辺の農地に係る営農に、集団農地の蚕食又は分断、日照等支障を及ぼさない措置としては、広大な地形の一角であり、ほかに支障を及ぼすことはないものと考えます。採取に伴う災害防止のための方法として防護ネットを張っておりますし、また、危険標識の立看板を設置してありましたので、他に支障を及ぼすことは、ないものと考えます。

続きまして番号2について説明いたします。

まず、先ほどの説明の通り、農振農用地の区域外にある農地で、問題はないと考えております。

本件は、農地の区分と転用目的については、農地法施行規則第5条の1第22

号の「認定電気通信事業者が中継施設又はこれらの施設を設置するため必要な道路若しくは索道の敷地に供するため農地を農地以外なものにする場合」に該当するため、適当であると考えます。

続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は、過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については、全額、自己資金で完成させるとのことで、適当であると考えます。

事業の施行にあたっての各法令による、行政庁の許認可等や協議の対象の事業ではありませんが、施工するにあたって、出入口となる町道、水路に鉄板を敷くため、只今、建設課と協議中で、申請許可が下りたら、申請することになっています。

一時転用することによって生じる付近の水利、土地、作物等の被害の防除対策について、ご説明をいたします。

土砂の流出等の災害を防止するための措置として、掘削土については、土木養生シートで覆い、降雨時による土砂の流出を防止。作業用地は、鉄板敷きの下に、土木養生シートを敷設し、耕作面土砂流出を保護する措置をとることになっています。また、汚水が流出しないよう、仮設トイレを設けることになっています。

また、周辺の農地に係る営農条件に支障については、当該地は、水田団地と町道をはさんでおり、集落内のそばにある農地で、周辺の農地に支障を及ぼさず、日照等についても影響しない場所であります。

また、農地の復元計画書も添付されておりますので、問題はないと考えます。

議長 ただいまの、事務局説明、現地調査報告、農地法第5条の要件についてご質問、ご意見等ございませんか。発言のある方は挙手をねがいます。

7番委員 番号1ですけれども、28年と29年に許可になった現場は、完了したんですか。

局長 3年間の工期で許可が出ていますので、1回目の完了予定は、来年の8月までとなります。5月8日の現地調査の話では、7月には完了する予定だということで、埋戻しは、ほぼ終わっている状態です。

7番委員 1筆を3回に分けてやることは、大丈夫なのか。

局長 現地で話した時、1筆を1回でやるには、埋戻しの土砂が、なかったので分割して始まったと言っていました。

7番委員 県の許可なんだけれども、別に問題ないのですか。

局長 今のところ、事前協議の中では、問題はございません。昨年、2回目の許可も出ておりますので、1筆を分割して砂利採取することは、可能なのかなと思います。

議 長 そのほかご質疑ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長 質疑がないものと認め、質疑を終わります。議案第9号農地法第5条の規定による許可申請について採決をいたします。
お諮りします。本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、議案第9号農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1については、県農業会議へ、意見書を求め、意見を付して、県知事に進達するものと可決されました。
番号2については、原案のとおり、意見を付して、県知事に進達するものと可決されました。

議 長 以上で、本定例総会に、付議されました議事は、全案終了いたしました。続きまして、当面の会務予定について事務局より説明をお願いいたします。

局 長 (会務の予定)

議 長 これで会務の予定の説明を終わります。

これをもちまして本定例総会を閉会といたします。

閉 会 (午後2時10分)

上記のとおり会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためにここに署名する。

平成30年5月17日

下郷町農業委員会 議長

委員

委員